

会 議 録

会 議 名	令和 6 年度第 1 回野田市福祉有償運送運営協議会
議題及び議題毎の 公開又は非公開の別	<p>1 議長の選任について 議長を互選する。</p> <p>2 野田市における福祉有償運送事業の実施状況について（公開） 報告を受ける。</p> <p>3 道路運送法第 79 条の 6 の規定に基づく有効期間更新登録について（非公開）</p>
日 時	令和 6 年 5 月 9 日（木） 13 時 30 分から 15 時 00 分まで
場 所	市役所保健センター 3 階 第 2 会議室
出席者氏名	<p>議 長 原 正之</p> <p>委 員 小川 貴大 立山 喜弘 田代かさね 眞嶋 夏海 小林 智彦</p> <p>オブザーバー（千葉運輸支局） 西川 眞梨</p> <p>事務局</p> <p>鈴木 有（市長） 山口 忠司（高齢者支援課長） 石栗 章男（高齢者支援課長補佐兼介護認定係長） 高梨 慧（高齢者支援課高齢者支援係長） 手塚 貴廣（高齢者支援課高齢者支援係主査） 熊倉 凌（高齢者支援課高齢者支援係主事補）</p>
欠席委員氏名	小林 聡
傍 聴 者	2 名
議 事	令和 6 年度第 1 回野田市福祉有償運送運営協議会の会議結果（概要）は次のとおりである。

高齡者支援課長	<p>令和6年5月9日13時30分、開会を宣言。</p> <p>各委員からの自己紹介</p>
高齡者支援課長	<p>欠席の委員を報告した。</p> <p>会議の成立を報告した。</p> <p>関東運輸局千葉運輸支局小林委員が欠席であるが、専門的知見を有する方からの意見をいただきたいことから、関東運輸局千葉運輸支局運輸企画専門官 西川眞梨氏の出席について許可を求めた。</p> <p><異議無しの声あり></p>
高齡者支援課長	<p>会議録作成のため録音機を使用することを報告した。</p> <p>審議の公開について報告した。</p> <p>傍聴について説明した。</p>
市長	<p>市長から挨拶。</p>
高齡者支援課長	<p>議題1 議長の選出について</p> <p>会長が決まるまで市長に仮議長を務めていただく。</p> <p><異議無しの声あり></p>
市長	<p>議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>選出方法を委員に問うた。</p>

小川委員	推薦ではどうか。
	<異議なしの声あり>
市長	推薦をお願いする。
小川委員	原委員はいかがか。
市長	原委員に会長をお願いしたいと思うが、いかがか。
	<異議なしの声あり>
市長	議長は原正之委員に決定した。
	議長を交替する。
原議長	原議長から挨拶。
	<市長退席>
	議題2野田市における福祉有償運送事業の実施状況 について（報告）
	事務局から報告を受けた。
原議長	質問等を委員に問うた。
立山委員	潜在的利用意向者4,028人とはどのように算出したのか。

事務局	<p>先ほどご説明した移動制約者の状況で説明した合計10,450人から、外出支援施策の利用者及び福祉有償運送事業の利用登録者6,042人を引いた人数である。昨年度の福祉有償運送事業の利用登録者が959人に対し、今年度は別事業者の利用登録者の精査によって大幅に減少しているため、潜在的需要者が増えている。</p>
原議長	<p>ほかに質問がないか委員に問うた。</p>
小川委員	<p>福祉有償運送事業利用の利用登録者が700人以上減っているが、どのように精査したのか。</p>
事務局	<p>今回の協議会を行うにあたり、別事業者から直接聞き取りを行った。昨年度の協議会后、通院目的以外で登録した方、登録後3年以上利用実績がない方、入会金のみ支払い登録だけされていた方を精査したと聞いている。</p>
小川委員	<p>精査された700人について、通院目的以外で登録した方、登録後3年以上利用実績がない方、入会金のみ支払い登録だけされていた方は割合はわかるか。</p>
事務局	<p>そこまで詳細な確認はしていない。</p>
田代委員	<p>利用登録者を精査した理由は何だったのか。</p>
事務局	<p>昨年度の別事業者の更新登録のため、協議会を行った。その際は958人の利用登録があった。福祉有償運送の本来の目的は、自宅から通院が基本であるが、</p>

小川委員	<p>それ以外の目的で利用されていた方や、その家族が登録されていたケースなどもあった。昨年度の協議会で問題点として、協議会委員の皆様よりご指摘があり、福祉有償運送事業の目的に沿った形で利用されるように、利用登録者の精査を行ったということである。</p> <p>福祉有償運送事業は通院が目的ということで258人が登録されているということだが、その方々は福祉タクシーも利用されているのか。</p>
事務局	<p>福祉タクシーの利用要件として、要介護もしくは要支援認定を持っているか、あるいは高齢者非課税者ということである。福祉タクシーの利用登録の際、福祉有償運送事業の利用登録者かどうかを確認する項目がないため確認することはできないが、どちらも利用しているということはある。</p>
小川委員	<p>福祉有償運送事業の定義は、移動困難者の解消であり、通常は、第一に公共交通機関を使うという前提があり、福祉タクシーを使うことができない方が福祉有償運送事業を利用するというのがルール上の筋道ではないのか。福祉タクシーと福祉有償運送事業をどちらも登録されている方を把握していないのは、私としてはおかしいことではないかと感じるが。</p>
小林委員	<p>福祉有償運送事業は病院の通院等が目的となる。福祉タクシーについては、通院だけでなく、高齢者あるいは障がいがある方が社会生活を営む上で、より充実した生活を送っていただくため使っていただくという目的であり、それぞれの目的が異なる。私も公共交通機</p>

原議長	<p>関を第一に使用するというのが大前提であると思っている。野田市はタクシー会社が2社あり、福祉タクシーに登録されている事業者は60数社登録させていただいているので、ご自身で選んで乗っていただくこととなっている。</p> <p>ほかに質問等はないか委員に問うた。</p> <p>質問等なし。</p> <p>議題3については、野田市情報公開条例第6条に該当する不開示情報があるため非公開。</p>
-----	---